



特定非営利活動法人トンネル工学研究会 会員規約

この会員規約は（以下「本規約」という）は、特定非営利活動法人 トンネル工学研究会（以下「当法人」という）と、当法人の会員（以下「会員」という）との関係に適用します。入会申込みをいただいた時点で、本規約を承認したこととなります。

第1条 目的

当法人は、会員との間に本規約を定め、これにより当法人の運営を行います。

第2条 会員の定義

会員とは、当法人の全ての職種別の会員の総称です。

- (1) 正会員とは、当法人の目的に賛同して入会した個人の会員をいいます。
- (2) 賛助会員とは、当法人の目的に賛同し賛助するために入会した個人及び団体の会員をいいます。

第3条 入会申込み

入会申込み者は、当法人が別に定める入会申込み書に必要事項を記入し、入会を認められた後に、入会金、年会費を納入することとします。

第4条 入会金及び年会費

入会金及び年会費は次のように定めます。

- (1) 入会金 正会員（個人） 0 円、 賛助会員（個人・団体） 30,000 円/口
- (2) 年会費 正会員（個人） 3,000 円、 賛助会員（個人・団体） 20,000 円/口

第5条 入会の成立

入会は前項定める入会申込みに対して、事務局が入会申込み書と第4条（入会金及び年会費）の入金を確認したときに成立します。

第6条 入会申込みの拒絶

当法人は、入会を申込み者が次の各号に該当する場合には入会を認めない場合があります。

- (1) 申込み書に虚偽の事項を記載した場合。
- (2) 入会申込み者がかつて除名されたものであった場合。
- (3) 入会金、または初年度年会費が未納な場合。

第7条 会員資格の有効期限

1. 会員資格有効期限は、本法人の当該事業年度内（毎年7月1日～翌年6月30日）の1年間とします。ただし、退会の届け出がない場合には、会費納入期間内に限り、会員資格を延長します。また、途中入会した場合でも、有効期限は当該事業年度末とします。
2. 会員資格は毎年、年会費を納入することにより、1年延長されます。
3. 会費納入期間は、毎年、6月1日から7月31日の2ヶ月間とします。

第8条 総会における議決権

1. 正会員は総会での議決権があります。一個人につき、一議決権です。
2. 賛助会員は総会での議決権はありません。

第9条 正会員及び賛助会員（個人）の資格継承

正会員及び個人の資格で入会した賛助会員が、退会あるいは死亡した場合は、当該会員の会員資格は失われます。第三者への資格継承はできません。

第10条 賛助会員（団体）の資格継承

1. 団体の資格で入会した賛助会員は、合併等により資格が継承された場合、速やかに書面によりその旨を当法人に通知する必要があります。
2. 第6条(入会の拒絶)は前項の場合についても準用します。

第11条 会員情報の変更

1. 会員は、入会申込み書に書かれた内容について変更があったときには、速やかに書面によりその旨を当法人に通知する必要があります。
2. 前項の規定変更通知の不在によって、当法人からの会員への通知、書類等が遅延または不達になったとしても、当法人はその責を負わないものとします。

第12条 会員資格の喪失

会員が次の各号のいずれかに該当する場合は、その資格を喪失します。

- (1) 退会届の提出をした場合。
- (2) 本人が死亡し、もしくは失踪宣言を受け、または会員である団体が消滅した場合。
- (3) 除名された場合。

第13条 除名

1. 当法人は会員が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該会員を除名することができます。
 - (1) 当法人の名誉を傷つけ、または目的に反する行為をした場合。
 - (2) 他の会員の名誉、信用、プライバシー権、パブリシティ権、著作権、その他の権利を侵害した場合。
 - (3) 本規約に違反した場合。
 - (4) その他、当法人が会員として不適当と判断した場合。
2. 除名の決定は当法人の理事会で議決され、議決する前に当該会員に弁明する機会が与えられます。

第14条 会員資格の解除

1. 会員は当法人に対し、書面で通知することにより、会員の資格を解除することができます。解除の効力は当該通知に指定された日時に生じるものとします。
2. 前項の規定により、会員資格が解除された場合、一度払い込まれた会費の返還は行いません。

第15条 会員資格の継続

1. 会員資格有効期限が満了する場合には、当法人の用いる方法により、継続のための案内を会員に通知します。
2. 会員資格は当法人の定める方法による会費の払込みが、当法人に確認されることをもって継続されるものとします。
3. 一度払い込まれた会費の返還は受けられません。

第16条 損害賠償

1. 会員が、本規約及び本規約に基づく諸規則に反し、またはそれに類する行為によって当法人が損害を受けた場合、当該会員は、当法人が受けた損害を当法人に賠償することとします。
2. 会員資格を喪失、または解除した場合も、前項の規定は継続されます。

第17条 会員規約の変更

当法人は、運営のために必要と判断される場合、理事会の承認を経て、本規約を変更することがあります。

(附則) 本規約は 2017 年 7 月 1 日より実施します。